平成２２年（フ）第５７号
沖縄県島尻郡伊平屋村字前泊361番地の１
村営住宅２棟102号室、住民票上の住所那覇市三原３丁目21番16号　ソレイユ・和501
債務者　上原　　愛
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３２２号
福島県郡山市富久山町八山田字大森新田14番地の４
債務者　田村　勇気
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
福島県郡山市小原田２丁目19番21号　メゾンアルモニー105号
債務者　金澤　紀子（旧姓矢吹）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
福島県須賀川市西川字山寺64番地２　リーゼント103号
債務者　伊藤美沙子（旧姓岸部）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
神戸市西区桜が丘西町１丁目11番地の５
債務者　藤谷　礼子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
兵庫県明石市和坂13番地の２　サーパス西明石駅前702号、旧住所兵庫県明石市西明石町２丁目５番８号
債務者　松本富美代
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
兵庫県明石市西新町２丁目１番６―427、旧住所大阪府大東市諸福５丁目17番46号
債務者　荒井　英夫
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1448番地の８
債務者　笹田　直美
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
兵庫県明石市朝霧町３丁目４番17号
債務者　石井　義晃
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
神戸市西区美穂が丘３丁目３番地　17―202号
債務者　寺川　有里
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
神戸市西区南別府１丁目14番地の４　ルナポリス207号、旧住所兵庫県明石市二見町西二見1273番地の11
債務者　中島　雅昭
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1157番地10―302号、旧住所兵庫県明石市二見町東二見117番地の１
債務者　高田由可里
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1252番地
債務者　田永　能康
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
兵庫県明石市東藤江２丁目１番57号　小田文化６号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪2610番地の85
債務者　内山　清三
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地県住20棟306号
債務者　橘田千賀子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
佐賀県唐津市原1228番地１　クレメントＤ202号
債務者　中山ゆかり
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部